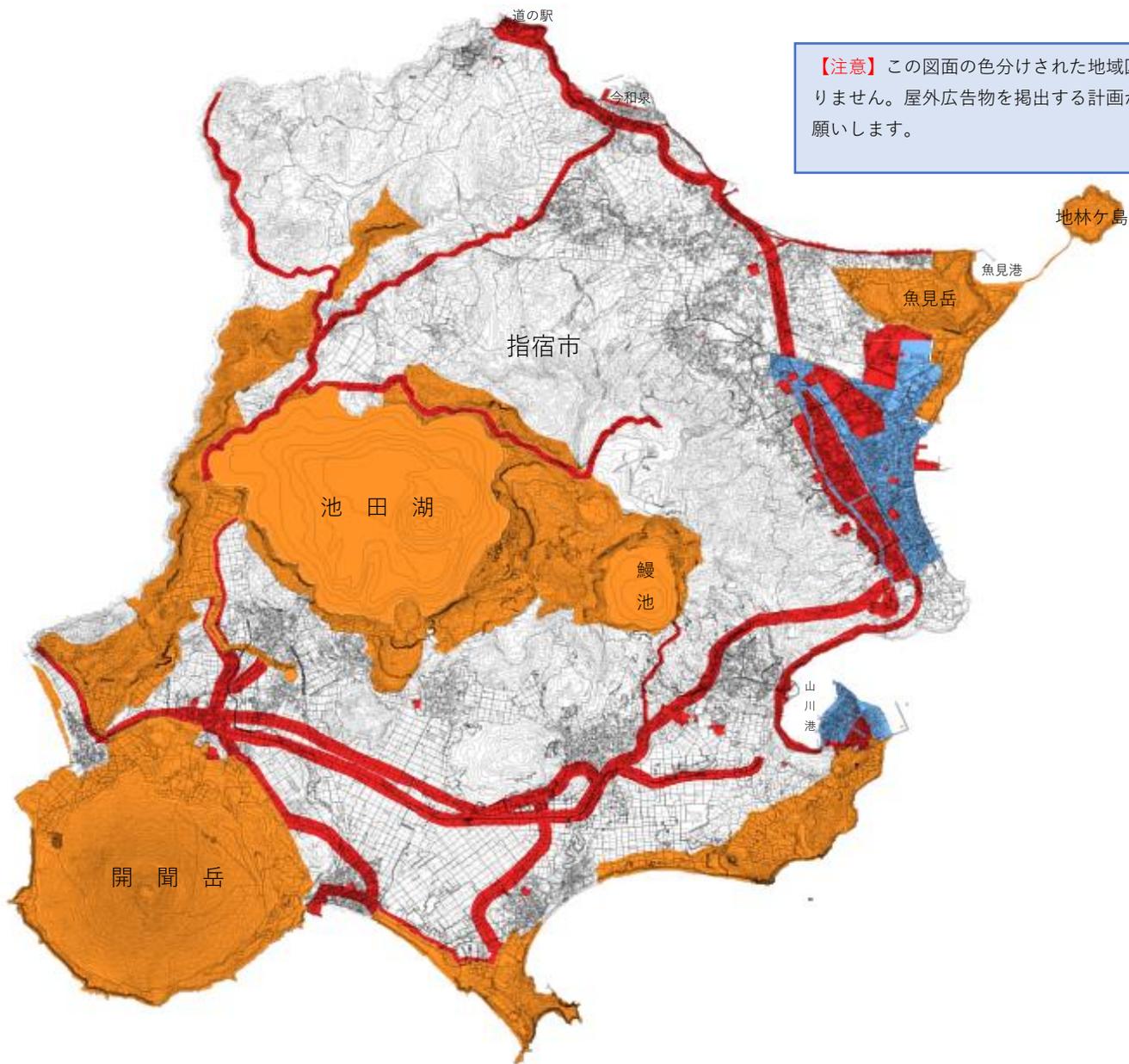


【注意】この図面の色分けされた地域区分は、目安として記載したものであり、正確なものではありません。屋外広告物を掲出する計画がある場合は、事前に都市・海岸整備課で確認及び協議をお願いします。



屋外広告物禁止・制限地域区分	
	凡例
	第1種禁止地域
	第2種禁止地域
	第1種制限地域
	第2種制限地域